

知多市告示第 99 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 44 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、道路上に放置された違法放置等物件を除去し、一時保管したので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該違法放置等物件の占有者等は、知多市都市整備部土木課に申し出ること。

令和 7 年 7 月 28 日

知多市長 宮 島 壽 男

1 保管した違法放置等物件

別紙のとおり

2 除去した違法放置等物件の放置されていた場所

別紙のとおり

3 違法放置等物件を除去した日

別紙のとおり

4 違法放置等物件の保管を開始した日

別紙のとおり

5 違法放置等物件の保管場所

別紙のとおり

6 連絡先

知多市役所土木課（管理チーム） 電話 0562-36-2670

7 所有権の帰属

告示の日から起算して 6 か月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は知多市長に帰属する。

別紙

保管した違法放置等物件			保管した違法放置等物件が放置されていた場所	違法放置等物件を除去した日時	違法放置等物件の保管を始めた日時	違法放置等物件の保管場所
名称又は種類	形状	数量				
普通自転車	メーカー：不明 車体の色：黒 車体番号：なし 防犯登録：不明	1台	岡田字西違脇地先	令和7年7月22日 午前9時00分	令和7年7月22日 午前9時30分	知多市南浜町2番1